輸出統計品目表第八五二七・一九号を次のように改める。

8527. 19	000	――その他のもの		NO	

輸出統計品目表第九〇〇六・五三号を次のように改める。

9006. 53	000	――その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	

輸入統計品目表第〇一〇六・一九号中

「		――――食肉目			
	012	――――フェレット	NO	KG	
	019	――――その他のもの	NO	KG	を
」	010	――――食肉目	NO	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第〇一〇六・三九号を次のように改める。

0106. 39	000	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第二九二九・一〇号中

「	010	――トリレンジイソシアナート		KG	を
」	010	――トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）		KG	」に

改める。

輸入統計品目表第三八二四・九〇号中

「	991	――――小売用の容器入りにした修正液	NO	KG	」を

削る。

輸入統計品目表第六一〇六・九〇号を次のように改める。

6106. 90		――その他の紡織用繊維製のもの			
		――ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			
	010	――――しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG	
	030	――――その他のもの	NO	KG	
	020	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第八二〇七・九〇号中

「	020	――作用する部分に焼結した金属炭化物を使用したもの		KG	」を

削る。

輸入統計品目表第八四七一・七〇号中

「	040	――CD－ROM装置		NO	」を

削る。

輸入統計品目表第八五〇八・一九号を次のように改める。

8508. 19	000	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第八五二九・九〇号中

「	120	――――プラズマ式のもの	NO	KG	」を

削る。

輸入統計品目表第九五〇三・〇〇号中

「		――――紡織用繊維の織物製のもの			
	321	――――卑金属製のもの	NO	KG	
	322	――――プラスチック製のもの	NO	KG	を
	323	――――プラスチック製のもの	NO	KG	」に
	329	――――その他のもの	NO	KG	

改める。

○文部科学省告示第百五十五号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成二十五年九月十八日付けで認定したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月六日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
生涯学習支援実践講座　生涯学習コーディネーター研修	生涯学習領域におけるコーディネーターの能力を有した生涯学習支援者に研修の機会を提供することによって、地域社会にとって重要な役割を果たす生涯学習の振興・推進に寄与することを目的とする。	平成二十五年九月十八日	一般財団法人日本通信教育協会	井出　久	東京都北区中里一丁目十五番七号

○農林水産省告示第二千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四六一の一、大字鞍岡字松ノ平四七六一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾平五四六一の一・字松ノ平四七六一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）